

議案第四十一号

杉並区保健所使用条例及び杉並区立歯科保健医療センター条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年三月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区保健所使用条例及び杉並区立歯科保健医療センター条例の一部を
改正する条例

第一条 杉並区保健所使用条例（昭和五十年杉並区条例第二十二号）の一部を次のように
改正する。

第二条第一項第一号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法
（平成六年厚生省告示第五十四号。以下「健康保険算定方法」という。）」を「診療報
酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に改め、同条第二項中「健康
保険算定方法」を「診療報酬の算定方法」に、「生活保護法、健康保険法」を「生活保
護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）」に
改める。

第二条 杉並区立歯科保健医療センター条例（平成十三年杉並区条例第二十二号）の一部
を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法

（平成六年厚生省告示第五十四号。以下「健康保険算定方法」という。）を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に改め、同条第三項中「健康保険算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

診療報酬の算定方法が告示されたことに伴い、引用している告示名を改める等の必要がある。

杉並区保健所使用条例及び杉並区立歯科保健医療センター条例の一部を
改正する条例

第一条による改正（杉並区保健所使用条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（使用料及び手数料）

第二条 保健所において前条に掲げる指導及び治療を受ける者は、次の範囲で区長が定める使用料及び手数料を納めなければならない。

一 使用料 診療報酬の算定方法（平成十

八年厚生労働省告示第九十二号）

により算定した額

の八割の額

二 略

2 診療報酬の算定方法に定められていない

もの及び生活保護法（昭和二十五年法律第

百四十四号）、健康保険法（大正十一年法

（使用料及び手数料）

第二条 保健所において前条に掲げる指導及び治療を受ける者は、次の範囲で区長が定める使用料及び手数料を納めなければならない。

一 使用料 健康保険法の規定による療養

に要する費用の額の算定方法（平成六年

厚生省告示第五十四号。以下「健康保険

算定方法」という。）により算定した額

の八割の額

二 略

2 健康保険算定方法に定められていない

もの及び生活保護法、健康保険法

律第七十号)その他の法令により前項の規定によることが不相当と認められるものについては、規則で定める。

第二条による改正(杉並区立歯科保健医療センター条例の一部改正)

新 条 例

(使用料及び手数料)

第五条 センターの使用料は、無料とする。

ただし、歯科治療等を受けた者は、次の使用料及び手数料を納めなければならない。

一 使用料

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生

労働省告示第九十二号)

別表第二歯科診療報酬点

数表により算定した額

二 略

2 略

3 区長は、前二項の規定によるものほ

その他の法令により前項の規定によることが不相当と認められるものについては、規則で定める。

旧 条 例

(使用料及び手数料)

第五条 センターの使用料は、無料とする。

ただし、歯科治療等を受けた者は、次の使用料及び手数料を納めなければならない。

一 使用料

健康保険法の規定による療養に要する

費用の額の算定方法(平成六年厚生省告

示第五十四号。以下「健康保険算定方

法」という。)別表第二歯科診療報酬点

数表により算定した額

二 略

2 略

3 区長は、前二項の規定によるものほ

か、使用料及び手数料の額を定める必要があると認めるものについては、診療報酬の算定方法に準じて得た額又は実費相当額を別に定める。

か、使用料及び手数料の額を定める必要があると認めるものについては、健康保険算定方法に準じて得た額又は実費相当額を別に定める。